

令和7年4月

大和高田市防犯カメラ設置補助事業

【問合せ先】

大和高田市市民生活部生活安全課

電話 0745-22-1101

目次

I	事業概要	1
II	申請の流れ	2
III	設置許可等	7
IV	ガイドライン	9

I 補助事業概要

事業趣旨	犯罪の防止に配慮した環境の整備を推進するために、新たに防犯カメラを設置しようとする自治会等に対し、予算の範囲内において、設置補助金を交付するもの。
補助対象	自治会等（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体であって、多数決の原理が行われ、構成員にかかわらず団体が存続し、団体としての重要な点が確定しているもの）
補助金額	限度額 20 万円 補助率 1 / 2（1000 円未満切り捨て）
補助要件	1 自治会等の総会にて構成員の過半数が設置に賛成していること。 2 自治会等が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する大和高田市ガイドラインを遵守し、これに適合した防犯カメラの運用規程を策定していること。 3 防犯カメラが設置される土地、建物等について、自治会等が占有権原を有していること。 4 防犯カメラにより撮影される土地、建物等を所有し、又は占有する権原を有する者から撮影の許可を得ていること。 5 防犯カメラを設置する場所その他の防犯カメラの設置に関する必要な事項について、当該防犯カメラを設置する区域を管轄する警察署の助言をあらかじめ受けていること。
対象経費	1 防犯カメラの購入費及び設置に係る工事費 2 防犯カメラの設置及び固定に係る必要な機材の購入費 3 防犯カメラの設置表示板の購入費及び設置に係る工事費 4 その他、市長が必要と認める経費
対象外経費	防犯カメラの保守費用、修理費用、撤去費用及び電気料金等の維持管理費等

II 補助申請の流れ

- 1 生活安全課への事前相談
- 2 高田警察署との設置場所等の事前協議
- 3 関西電力または NTT 等との調整（電柱への設置の場合）
- 4 交付申請書の提出
- 5 交付決定
- 6 防犯カメラの設置
- 7 完了報告・請求書の提出
- 8 補助金の交付

1 生活安全課への事前相談

担当者から本事業や提出書類、手続きについて説明します。

【担当課】 大和高田市 生活安全課

(電話 0745-22-1101)

【留意事項】 補助事業概要をお読みいただき、設置について

自治会等で検討した上での相談をお願いします。

※ 申請時に自治会等の総意であると確認できる
書類（会議録の写し等）の提出が必要です。

2 管轄する警察署との設置場所等の事前協議

「自治会等が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する大和高田市ガイドライン」や関係法令に基づき、設置場所や撮影範囲等を検討した上で、高田警察署からの助言を受けてください。

【担当課】 高田警察署 生活安全課 生活安全総務係

(電話 0745-22-0110)

3 関西電力または NTT 等との調整（電柱への設置の場合）

電柱への設置を希望する場合は、関西電力または NTT 等と調整を行ってください。（詳細は P7 「Ⅲ 設置許可等」を参照）

4 交付申請書の提出

【提出書類】

- ☐ 防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ☐ 防犯カメラの購入及び設置に要する費用の見積書
- ☐ 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等
- ☐ 防犯カメラを設置する場所の現況写真
- ☐ 防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を表示した図面
- ☐ 防犯カメラを設置する場所及び防犯カメラの撮影する範囲内にある私有地、建物等の所有者、居住者その他の当該私有地、建物等に係る使用権限を有する者の同意又は許可を得たことを証する書類
- ☐ 自治会等の総会に係る会議録の写し等、防犯カメラの設置について自治会等の構成員の過半数が当該防犯カメラの設置について賛成していることが分かる書類
- ☐ 防犯カメラの運用規程
- ☐ その他市長が必要と認める書類

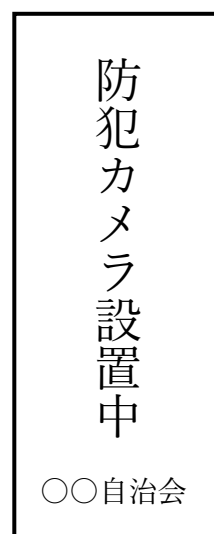
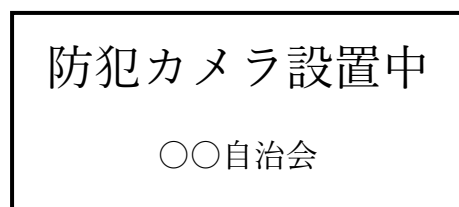
5 交付決定

提出された申請内容を審査のうえ、補助金の交付または不交付について、決定通知書（様式第2号）により通知します。

6 防犯カメラの設置

- (1) 交付決定を受けた後、設置工事等を開始してください。
- (2) 事業内容に変更があった場合は、事業変更・中止届出書（様式第3号）を提出してください。
- (3) 補助を受けるため、設置工事は必ず年度内（各年4月～翌年3月）に完了させる必要があります。
- (4) 設置の周知及び犯罪抑止効果の向上のため、「カメラが作動している旨」「設置団体名」を表示したプレートを必ず設置してください。

（例）



7 完了報告・請求書の提出

【提出書類】

- ☐ 防犯カメラ設置補助金事業完了報告書（様式第5号）
- ☐ 防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第7号）

【添付書類】

- ☐ 防犯カメラの設置に係る補助対象経費が明記された領収書の
写し
- ☐ 防犯カメラの設置に係る状況が確認できる写真
- ☐ 設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの
- ☐ その他、市長が必要と認める書類

8 補助金の交付

書類に不備がない場合は、請求書提出から1カ月以内に指定された口座に補助金を振り込みます。

Ⅲ 設置許可等

1(1) 私有地への設置

事前に所有者から設置の同意を得て、申請時に同意書を添付してください。様式は任意です。

※ 撮影範囲に個人宅がやむなく入る場合も同意を得てください。

(2) 関西電力柱への設置

関西電力送配電 HP「機器の共架に関するご案内」等を参考に、設置を依頼する電機店と相談して手続を進めてください。

事前調査から設置契約までに数カ月程度を要し、事前調査費や毎年の電柱使用料、電気料金が発生します。

(3) NTT 電柱への設置

NTT 西日本 HP「添架申請サポート WEB（防犯カメラ申請）」等を参考に、設置を依頼する電機店と相談して手続を進めてください。

申請から許可までに 1 カ月程度を要し、調査費用や毎年の設備使用料等が発生します。

2 道路占用許可

市道上の関西電力柱や NTT 電柱等に設置する場合は、道路占用の許可も必要になります。

大和高田市 HP「道路占用許可申請」を参考に手続を進めてください。

※ 県や国が管理する道路は、下記を参照してください。

- ・ 奈良県 HP「県管理道路に自治会が設置する防犯カメラの占用許可について」
- ・ 奈良国道事務所 HP「道路占用許可申請」

3 その他

その他、設置場所や作業に応じて必要な許可等を取得してください。

IV 自治会等が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する大和高田市ガイドライン

第1 目的及び対象

1 ガイドライン策定の目的

防犯カメラは、犯罪の抑止効果が認められるとともに、犯罪発生時には事件の早期解決に役立つことが期待されるものです。

他方で、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないように、その設置及び運用には十分に注意する必要があります。

このガイドラインは、プライバシーや個人情報の保護の観点から、自治会等が防犯カメラを設置する際に最低限留意すべき内容を取りまとめたものです。

防犯カメラを設置・運用する際の参考として活用してください。

2 対象となる防犯カメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、犯罪の抑止を目的として、道路、公園等、不特定多数の者が利用する場所に向けて常設する録画機能を有するカメラのことをいいます。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

1 防犯カメラとプライバシー

防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律」等に定められている個人情報として保護の対象となります。プライバシーや個人情報の取扱いには十分に留意する必要があります。

2 管理責任者の指定

防犯カメラの管理・運用にあたっては、管理責任者を定めて、適正に実施する必要があります。

3 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、犯罪の抑止効果と個人のプライバシー保護との調和を図るため、設置目的を明確にした上で設置場所を選定し、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

カメラの角度調整等により、住宅などの私的空間の撮影は避けるよう努めなければならない、やむを得ず撮影範囲に含まれる場合は、その所有

者・居住者などの同意を得る必要があります。

4 設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、設置の周知及び犯罪抑止効果の向上のため、撮影対象区域内や付近の見やすい場所に、「防犯カメラが作動している旨」及び「設置団体名」を表示したプレートを設置する必要があります。

5 画像データの管理

外部への漏えい防止やプライバシー保護のため、防犯カメラにより撮影された画像データは、次の事項に留意し、適正に管理する必要があります。

(1) 取扱担当者の指定

機器の操作や画像の確認などを行う者を限定し、取扱担当者として指定することが妥当です。管理責任者及び取扱担当者以外の者が取り扱うことのないよう厳重な管理が必要です。

(2) 画像データの厳重な保管

録画機器や画像データの記録媒体（外付けハードディスク、USBメモリなど）は、管理責任者や取扱担当者以外の視聴、外部への持出し・盗難を防止するため、厳重な保管が求められることから、施錠できる施設の中で保管する、関係者以外の立入りを制限するなどに留意する必要があります。

また、インターネット回線等により画像データの送受信を行う場合は、ID・パスワードの設定やシステムの更新を適切に行うなど画像データの流出防止に十分留意する必要があります。

(3) 保存期間

画像データの保存期間は設置目的の達成に必要な限度とし、おおむね2週間から1か月以内を目安として定める必要があります。

(4) 画像データの消去

保存期間が終了したり、保存の必要がなくなった画像データは速やかに消去する必要があります。

また、記録媒体を廃棄する場合には、破砕や復元できない方法で消去するなど、データが読み取れない状態にした上で処分する必要があります。

(5) 画像データの利用及び提供

次の場合を例外として、画像データの設置目的以外での利用や第三者への提供を行わないよう留意する必要があります。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

また、提供にあたっては、提供日時、提供先、提供した内容、提供目的等を記録するなど、手続を定めて適正に運用する必要があります。

6 秘密の保持

管理責任者及び取扱担当者は、画像データはもちろん、画像から知り得た情報を人に漏らしたり、不当に使用しないよう留意する必要があります。なお、管理責任者等でなくなった後においても同様です。

7 苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せに対し、あらかじめ対応要領を定めておくなど、自らの責任において誠実かつ迅速に対応する必要があります。

第3 運用規程等の策定

防犯カメラの設置者は、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する規程を定め、その内容を周知徹底する必要があります。

〇〇自治会防犯カメラ運用規程（例）

1 目的

この規程は、犯罪の防止に配慮した環境の整備を目的として〇〇自治会が設置した防犯カメラについて、撮影された画像データ等の管理及び運用に関する基本的事項を定めることにより、当該防犯カメラの適正な運用を図ることを目的とする。

2 管理責任者及び 取扱担当者

防犯カメラ及び画像データの適正な管理・運用を図るため、管理責任者及び取扱責任者（以下、「管理責任者等」という。）を次のとおり指定する。

（１）管理責任者

〇〇自治会長 〇〇 〇〇（役職、個人名を記載）

（２）取扱担当者

〇〇 〇〇（個人名を記載）

3 設置場所等（別紙図面のとおりに）

（１）設置場所 大和高田市〇〇町〇〇〇番地

（２）設置台数 〇台

（３）設置表示 設置場所付近の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」及び「〇〇自治会」と記載したプレート等を設置する。

（４）撮影範囲 撮影範囲は、設置目的の達成に必要な最小限とする。

4 管理方法等

（１）管理責任者は、防犯カメラ機器及び画像データの管理を行い、取扱担当者は、管理責任者を補佐して機器の操作や画像データの取扱いを行う。

（２）管理責任者等以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

（３）管理責任者等は、画像データ及び画像データから知り得た情報を第三者に漏らしたり不当に使用してはならない。管理責任者等でなくなった後も同様とする。

（４）管理責任者が許可した場合を除き、録画機器や画像データの保管場所への立入りは管理責任者等に限り、画像データの持出しは行わない。

（５）その他、画像データの不正利用、盗難や漏えい防止のために必要な対策

を講じる。

5 画像データの保管・消去方法

- (1) モニター、録画装置及び画像データを記録した媒体は、施錠できる事務室内及び保管庫内に保管する。
- (2) 画像データは、撮影時のまま保存し、加工しない。また、不要な複写を行わない。
- (3) 画像データの保存期間は、おおむね○日間とし、保存期間終了後は速やかに消去するただし、管理責任者が特に必要と認める場合は、これを延長することができる。

なお、記録媒体を廃棄する場合は、破砕や復元できない方法で消去した上で処分する。

6 利用及び提供の制限等

- (1) 画像データの利用は、犯罪抑止の目的の範囲で行う。
- (2) 画像データは、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者への提供は行わない。

ア 法令に基づく請求があった場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請があった場合

ウ 個人の生命・身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

- (3) 画像データの提供にあたっては、提供日時、提供先、提供した内容、提供目的等を記録する。

7 苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問合せを受けた場合には、誠実かつ迅速に対応する。